

道銀ローン契約規定（非対面ＷＥＢ契約用）

この規定は、借主が貸主：株式会社北海道銀行（以下、「銀行」という。）との間にＷＥＢ画面上で締結したローン契約に適用されるものとします。

第1条（借入要項）

借主は本ローンにかかる銀行および保証を委託する保証会社（以下、「保証提携先」という）の各規定の各条項を承認のうえ、銀行ＷＥＢサイト又は保証会社ＷＥＢサイトで所定の手続きによる申込を行ない、銀行が審査し承諾した場合に成立する契約（詳細は第2条に定める。以下「本契約」という）に基づき保証提携先の保証を受けて銀行から金銭を借入するものとします。

第2条（契約の成立）

1. 本契約は、本規定及び保証提携先の保証委託約款の同意にもとづく申込を銀行が審査し、かかる審査結果を銀行所定の方法により通知するとともに上記申込を承諾した後に、借主が銀行ＷＥＢサイト又は保証会社ＷＥＢサイトで所定の手続きを行った後、銀行が当該ローンを実行し、借入金が借主の返済用預金口座に入金となった時点で契約が成立するものとします。
2. 借主と銀行との契約内容等について疑義が生じた場合には、銀行が保存する電磁的記録の記録内容を正当なものとします。

第3条（元利金の返済方法）

1. 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 利息は各返済日に後払いするものとし、各返済期間ごとの毎回の元利金返済額は均等とします。
3. 每月返済分の利息は、毎月返済の部分の元金残高×借入利率× $1/12$ で計算し、増額返済分の利息は、増額返済の部分の元金残高×借入利率×経過月数/ 12 で計算します。
4. 借入日から第1回返済日又は第1回利息返済日までの期間中に1ヶ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については、1年を365日とし、日割で計算します。このため、第1回返済額は毎月の返済額とは異なる場合があります。
5. 最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。
6. 増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。
7. 銀行は、普通預金規定・総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取り扱いはせず、その元利金返済額全額が遅延することになります。
8. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取り扱いができるものとします。
9. 元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対し、年14.0%（ベストフリーローン（ＷＥＢ完結型）の場合は年18.0%）の損害金を支払うものとします。遅延損害金は、1年を365日とし、日割で計算するものとします。

第4条（借入利率と利率の変更）

1. 固定金利型の利率変更

ＷＥＢ契約画面上に表示した契約内容（借入要項）掲載の利率（以下「借入利率」といいます）は変更しないものとします。ただし、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は借入利率を一般に相当と認められる程度のものに変更することができるものとします。変更を行なう場合、この変更内容、効力発生時期を、銀行ホームページ、銀行の店頭に掲示、その他相当の方法により通知します。

2. 変動金利型の利率変更

- ① 借入利率は、ＷＥＢ契約画面上に表示した契約内容（借入要項）掲載の基準利率（銀行の住宅ローン基準金利（変動金利型））を基準とし、今後基準利率の変更に伴い基準利率の変更幅と同一幅で引き上げまたは引き下げられることに同意します。

- ② 前記①により借入利率を変更するほか、法令の変更、金融情勢の変化、基準利率の廃止、その他相当の事由が生じた場合には、基準利率に代え、一般に相当と認められる利率を新たな基準利率とすることに同意します。変更を行なう場合、この変更内容、効力発生時期を、銀行ホームページ、銀行の店頭に掲示、その他相当の方法により通知します。
- ③ 借入利率の変更による新借入利率の適用開始日は、次の④⑤⑥のとおりとします。
- ④ 借入利率の引き上げまたは引き下げ幅の算出は、毎年4月1日および10月1日（以下、「基準日」という）に行うものとし、前回基準日における基準利率と現基準日における基準利率の差をもって借入利率を引き上げまたは引き下げるものとします。
- ⑤ 前記④より借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、基準日の属する6月および12月の約定返済日の翌日とし、7月および翌年1月の約定返済日から、新利率適用による返済が始まるものとします。
- ⑥ 前記④⑤により利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第1回返済日の30日前までに、変更後の利率、返済額に占める元金および約定利息の割合等を書面等、銀行所定の方法により通知するものとします。
- ⑦ 前記③④⑤⑥により借入利率の変更を行った場合には、銀行は当該新利率、残存元金、残存期間等にもとづいて、新しい毎回返済額を定めるものとします。
- ⑧ 借入期間中に本契約の固定金利型（最終期限まで借入利率を変更しない契約）への変更はできないものとします。

3. 遅延損害金割合の変更

本契約にもとづく遅延損害金割合は法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は一般に相当と認められる程度のものに変更することができるものとします。変更を行う場合、この変更内容、効力発生時期を、銀行ホームページ、銀行の店頭に掲示、その他相当の方法により通知します。

第5条（繰り上げ返済）

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は金銭消費貸借契約に定める毎月の返済日とし、この場合には繰り上げ返済日の10日前までに銀行へ通知し、銀行の承諾を得るものとします。
2. 繰り上げ返済により半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行所定の手数料又は繰上返済違約金が生じる場合には当該違約金を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合には、前各項によるほか、下表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年ごと増額返済併用の場合
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ① 繰り上げ返済日に続く6ヶ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ② その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、金銭消費貸借契約どおりとし、変わらないものとします。	

5. 前各項にかかわらず、金銭消費貸借契約の元金の返済方法が期日一括返済の場合は、金銭消費貸借契約の定めによるものとします。

第6条（担保）

1. 担保価値の減少、借主の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保を差し入れ、又はこれを追加、変更するものとします。
2. 借主は、担保について現状を変更し、又は第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により銀行の承諾を得るものとします。銀行は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
3. この契約による債務の期限の到来又は期限の利益の喪失後、その債務の履行が無い場合には、担保は、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により銀行において取立又は処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済

にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、借主は直ちに返済するものとします。また、この契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰の生じた場合には、銀行はこれを取立又は処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。

4. 借主の差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむをえない事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、銀行は責任を負わないものとします。
5. 銀行もしくは保証提携先が事前に了解を得ることなく、本件にかかる担保物件の調査を行なうことについて異議ないものとします。また、調査内容には、物件の写真撮影が含まれることに同意します。

第7条（担保の提供）

この契約による債務の保証提携先がある場合は、その債務の保証提携先が支払いを停止したとき、手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき、その他信用状態に著しい変化があったときなど、債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、銀行からの請求により、借主は遅滞なくこの債権を保全しうる担保を差し入れるものとします。

第8条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第3条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ① 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - ② 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明になったとき。
2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、第3条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - ① 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ② 借主が第6条の第1項もしくは第2項、第7条又は第14条の規定に違反したとき。
 - ③ 借主が支払を停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - ④ 借主が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤ 借主の銀行に対する預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑥ 担保の目的物について差押え又は競売手続きの開始があったとき。
 - ⑦ この契約にかかる融資の申し込みにあたり、虚偽の申告、虚偽の資料を提出したことが判明したとき。
 - ⑧ この契約において保証を行なっている保証提携先から保証の取消または解除の申し出があったとき。
 - ⑨ 借主が第10条の規定に違反したとき。
 - ⑩ 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
3. 前項の場合において、借主が銀行に対する住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行なわないことを確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
5. 借主と銀行との間で既に契約している金銭消費貸借契約又は当座貸越契約がある場合には、同契約（その後の変更等も含み、以下「既契約」という）にも、第1項から第4項が追加適用（既契約に「反社会的勢力の排除」条項がある場合は第1項から第4項のとおり変更して適用）されるものとします。

第 10 条（資金使途）

借主は、この契約にもとづく融資を受けるにあたって、融資の申し込みに際して申し出た資金使途のとおりであることを認め、借入期間中はこれを変更しないものとします。また、変更を希望する場合は、あらかじめ書面（電磁的記録によるものを含む）により銀行の承諾を得るものとします。

第 11 条（銀行からの相殺、払戻充当）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、又は第8条もしくは第9条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には銀行は事前の通知及び所定の手続きを省略し、借主にかわり預金その他の債権の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。この場合、銀行は借主に対して充当した結果を通知するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息、損害金ならびに繰上返済違約金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第 12 条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料、繰上返済違約金及び相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第5条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息、損害金ならびに繰上返済違約金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第 13 条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済又は相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、

借主はどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。ただし、借主がどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済又は相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のただし書き又は第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第14条（代り証書等の差し入れ）

事変・災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類（電磁的方法により銀行に提出した情報を含む）が紛失、滅失又は損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第15条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影を返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第16条（費用の負担）

借主に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。

第17条（届出事項）

1. 借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面等（電磁的記録によるものを含む）銀行所定の方法で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
3. 借主について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はすでにこれらの審判を受けているときは、該当する借主又は選任された補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人は、直ちに銀行に書面で届け出るものとします。届出内容に取消又は変更等が生じた場合、及び、借主の成年後見人等について補助・保佐・後見が開始もしくは任意後見監督人が選任された場合も同様に届け出をするものとします。
4. 前項の届出の前に行われた取引の効果は借主に帰属するものとし、それによって生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第18条（報告及び調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、又は借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第19条（債権譲渡）

1. 借主は、銀行が将来この契約による貸付債権を他の金融機関等に譲渡（以下、本条においては信託を含む）すること及び銀行が譲渡した債権を再び譲り受けることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下、本条においては信託の受託者を含む）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり第3条に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第 20 条（団体信用生命保険）

1. 借主は、この契約による債務の担保として、銀行が必要と認めたときは、銀行を保険金受取人とし、借主を被保険者とする団体信用生命保険契約を銀行が締結することに同意するものとします。
2. 借主または借主の相続人は、前項の保険契約に定める保険事故が発生したときは、速やかに銀行に通知し、銀行の指示に従うものとします。
3. 銀行が第 1 項の保険契約にもとづき保険会社から保険金を受領したときは、受領金相当額の借主の銀行に対する債務につき、期限のいかんにかかわらず返済に充当するものとします。ただし、第 1 項の保険契約に関し、告知義務違反、その他の事由により保険金の支払が取り消された場合には本項の返済充当は、これを取り消されても異議はないものとします。

第 21 条（費用・保証料等の自動支払）

この契約ならびに保証提携先あての以下の諸費用等についても、銀行は第 3 条第 7 項に準じて返済用預金口座より自動支払いの方法により引き落とすことができるものとします。

①事務取扱手数料、不動産担保取扱手数料、電子契約手数料 ②保証提携先あて手数料、保証料 ③この契約又はこの契約に付随して締結する契約に係る印紙代 ④（根）抵当権設定の際の印紙代、登記費用、司法書士宛手数料・報酬 ⑤（根）抵当物件に対する火災保険料 ⑥前号の火災保険金に対する質権設定に関する確定日付料 ⑦この契約に関する郵便料、振込手数料等のその他諸費用

第 22 条（管理・回収の委託）

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に対して委託することができるものとします。

第 23 条（準拠法・合意管轄）

1. 本契約及び本契約にもとづく借主と銀行との諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行の本店もしくはこの契約の属する支店を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第 24 条（本規定の変更）

1. 銀行は、法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由があると認められる場合に、本規定を変更することができます。
2. 銀行がこの規定を変更する場合は、あらかじめ効力発生日を定め、規定を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、銀行ホームページ、銀行の店頭に掲示、その他相当の方法により通知することで、変更できるものとします。

第 25 条（その他特約事項）

借主は銀行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他銀行の責めによらない事由により取引ができないことがあることにつき、あらかじめ承認します。

《保証提携先の保証を受けている場合のお知らせ》

1. 第 8 条又は第 9 条により、借主にこの債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行はこの債務の保証提携先に対してこの債務全額の返済を請求することになります。
2. 保証提携先が借主に代わってこの債務全額を銀行に返済した場合は、借主は保証提携先にこの債務全額を返済することになります。

附則

《振込規定について》

WEB 契約画面にて振込先登録を行い銀行へ振込みを依頼する場合は、以下の規定を適用するものとします。

1. 購入等資金にかかる代金支払に伴う振込については、銀行が原則として、借主名義の返済用預金口座から、借主が別途指定する購入先名義で銀行が承認する金融機関の口座あてに、借主が別途指定する金額で銀行が振込します。借主名義の返済用預金口座に借主が別途指定する金額および振込手数料を差引く残高の無い場合は、融資金から振込手数料を差し引いた金額を振込します。
2. 借主は前項の振込を銀行に委任し、必要な銀行所定の振込手数料およびその他支払うべき費用等を銀行に支払います。
3. 銀行は振込資金、振込手数料およびその他支払うべき費用等を、銀行所定の日に、借主名義の返済用預金口座から、払戻請求書によらず出金のうえ支払います。
4. 借主は、銀行が振込に際して通知・照会・連絡が必要と判断したときには、銀行が借主に対し、借主届出の電話番号やEメールアドレスに連絡をすること、ならびに借主届出の電話番号やEメールアドレスの不備等により通知・照会・連絡が不能となり、そのため損害等が生じても、銀行は責任を負わないことを予め了解します。
5. 振込先口座が入金口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、借主名義の返済用預金口座に入金し、振込手数料は返却しません。また、この場合借主は借主の責任において、再度正当な口座に振込するものとします。
6. 振込取引が成立した後の取消・訂正・組戻はできません。銀行がやむを得ないものと認めて訂正・組戻を承諾する場合は、銀行窓口で手続きするものとします。また、この場合に必要となった手数料等は借主が支払います。

以上

(20210316)

道銀カード(株) 保証委託約款

私（借主。連帯債務の場合は連帯債務者を含む。以下、同じ）は、株式会社北海道銀行（以下、銀行という）と道銀ローン契約規定（以下、ローン契約規定という）に基づきローン契約を締結するにあたり、本約款に同意のうえ道銀カード株式会社（以下、保証会社という）に保証を委託するものとします。

第1条（委託の範囲）

1. 私の保証会社に委託する保証の範囲は、私と銀行との間で締結した金銭消費貸借契約（ローン契約）の借入金、利息、損害金その他一切の債務の全額とします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行が融資を実行したときに成立するものとします。
3. 前各項の被保証債務の内容は、私が銀行との間に締結している金銭消費貸借契約及びローン契約規定の各条項によるものとします。

第2条（代位弁済）

1. 私が銀行との金銭消費貸借契約又はローン契約規定に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ないものとします。
2. 私は、保証会社が求償権行使するときは、この約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結した金銭消費貸借契約及びローン契約規定の各条項を適用されても異議ないものとします。

第3条（求償権）

私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- (1) 前条による保証会社の出捐額。
- (2) 保証会社が弁済した翌日から、有担保ローンの場合は年14%、無担保ローンの場合は年14.5%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、保証会社は遅延損害金の割合を一般に行なわれる程度のものに変更することができるものとします。
- (3) 保証会社がその債権保全あるいは実行のため要した費用の総額。

第4条（求償権の事前行使）

1. 私が下記の各号の一つにでも該当したときは、保証会社から通知催告等が無くとも、第2条による代位弁済前といえども求償権行使されても異議ないものとします。
 - (1) 弁済期が到来したとき、又は被保証債務の期限の利益を失ったとき。
 - (2) 仮差押・差押もしくは競売の申立又は破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき。
 - (4) 支払を停止したとき。
 - (5) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分があったとき。
 - (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。
 - (7) 差し入れた有価証券担保について、その価値が下落し、保証会社又は銀行から一定の期間を定めて増担保の請求を受けたにもかかわらず、その期間内にこれに応じなかったとき。
 - (8) 保証会社のカード会員である場合、保証会社の会員規約に基づき会員資格の取消を受けたとき。
2. 私は、次の場合には、保証会社の請求により、前項と同様、代位弁済前といえども求償権行使されても異議ないものとします。
 - (1) 保証会社又は銀行に、虚偽の資料提供又は報告をしたとき。
 - (2) 前号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第5条（反社会的勢力の排除）

1. 私又は保証人（連帯保証人、担保提供者を含む。以下同じ）は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不當に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私又は保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行なわないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私又は保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関する虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社は、第2条の代位弁済前であっても、保証会社からの請求によって、私及び保証人に対し求償権行使することができるものとします。
4. 前項の規定の適用により、私又は保証人に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私又は保証人がその責任を負います。

第6条（通知義務）

1. 私又は保証人が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面（電磁的記録による場合を含む）をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 私又は保証人は、保証会社が私及び保証人の財産、経営、業況、収入等について報告を求めてきたときは、直ちに報告し、帳簿閲覧等並びに担保物件等の調査に協力します。また、担保物件等の調査には、物件の写真撮影が含まれることに同意します。
3. 私又は保証人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始され、もしくは任意後見監督人の選任がなされたとき、又はこれらの審判を既に受けているときには、私又は保証人、もしくは選任された補助人、保佐人、成年後見人、任意後見人は直ちに書面をもって届出し保証会社の指示に従います。届出内容に取消又は変更等が生じた場合、及び、私又は保証人の成年後見人等について補助・保佐・後見が開始もしくは任意後見監督人が選任された場合も同様に届出をするものとします。

第7条（保証料・手数料）

私は、被保証債務の元本額に対する保証会社の定める割合の保証料と、保証会社の定める手数料を保証会社の定める方法により支払います。

第8条（繰上返済等）

1. 私が、私の都合により保証期間の途中において繰上返済をした場合は、保証会社は所定の時期、計算方法により未経過保証料を私に返還するものとします。
2. 前項の場合において、私は、保証会社の定める手数料等を保証会社の定める方法により支払います。

第9条（担保）

1. 私は、本件保証による求償債務を担保するため、保証会社の認める不動産に保証会社を権利者とする（根抵当権を設定します。
2. 私は、債権保全を必要とする相当の事由が生じたことにより、保証会社から担保もしくは保証人の提供又は変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じるものとします。
3. 私が保証会社に対する求償債務を履行しなかった場合には、担保は必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により保証会社において取立又は処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、債務の弁済にあてるができるものとします。なお、残

債務のある場合、直ちに弁済いたします。また、取得金に余剰が生じた場合には、保証会社はこれを取立又は処分前の当該担保物件の所有者に返還するものとします。

第 10 条（充当の指定）

私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに、他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適當と認める順序、方法により充当されても差支えありません。

第 11 条（費用の負担）

私は保証会社が被保証債権保全のため要した費用並びに第 2 条によって取得された権利の保全もしくは行使、又は担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第 12 条（公正証書の作成）

私は保証会社に求められたときは、直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な手続を行なうものとします。

第 13 条（免責条項）

私は、保証会社が証書等の印影を私の届け出た印鑑に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、証書等の記載文言にしたがって責任を負うものとします。

第 14 条（個人情報の開示・訂正・削除）

私及び保証人は、自己の信用情報にかかる開示請求又は登録されている信用情報に誤りがある場合の訂正・削除の申立は、保証会社及び保証会社の加盟する個人信用情報機関の定める手続によって行なうこととに同意します。

第 15 条（連帯債務の場合の取扱い）

連帯債務の場合には、次のとおり取り扱うものとします。

1. 連帯債務者（私を含めます。以下、同じ）は、この契約によって保証会社に対し負担する一切の債務について連帯してその責任を負い、その履行については保証委託契約書及びこの約款の各条項にしたがうものとします。
2. 保証会社からの連絡・諸通知は、連帯債務者の 1 人に対して行なわれば足り、全員に対して行なう必要はないものとします。
3. 保証会社が相当と認めるときは、いずれかの連帯債務者について債務の免除、もしくは担保の変更・解除をしても、他の連帯債務者は免責を主張しないものとします。
4. 保証会社が連帯債務者の 1 人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者及び保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。

第 16 条（保証人）

1. 保証人は、私（連帯債務の場合は連帯債務者を含む。以下、同じ）の委託を受け、私がこの契約によって保証会社に対し負担する一切の債務について私と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの契約にしたがうものとします。
2. 保証人は、保証会社の都合によって担保もしくは、他の保証を変更、解除されても異議ないものとします。
3. 保証人がこの保証債務を履行した場合、代位によって保証会社から取得した権利は、私と保証会社の取引継続中は保証会社の同意がなければこれを使いたしません。
4. 保証人が私と保証会社との取引についてほかに保証している場合又は将来ほかに保証をする場合には、その保証はこの保証契約によってなんらの影響を受けないものとします。
5. 保証人からの申し出があった場合、保証会社はこの契約にかかる債務の残高及び利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を保証人に提供できるものとします。

6. 保証会社が保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、私及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
7. この保証にかかる借入金の一部でも賃貸物件・店舗併用住宅・収益施設等の取得又は修繕等、事業のために負担する資金が含まれる場合には、保証人はこの契約前1ヶ月以内に保証意思宣言公正証書を作成し、保証会社にその正本又は謄本を提出します。
8. この保証にかかる借入金の一部でも賃貸物件・店舗併用住宅・収益施設等の取得又は修繕等、事業のために負担する資金が含まれる場合には、保証人はこの契約を締結するにあたり、借主から次の各号の情報提供を受けたことを表明し、保証します。
 - ① 借主の財産及び収支の状況
 - ② 借主がこの保証にかかる主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③ 借主がこの保証にかかる主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその状況
9. 私が保証人に対して前項各号の情報を提供したこと及び当該前項各号の情報が真実かつ正確であることを表明し、保証します。

第17条（準拠法・合意管轄）

1. この契約及びこの契約に基づく私及び保証人と保証会社との諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. 私及び保証人は、この契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、私及び保証人の住所地、銀行及び保証会社の本社又は支店のいずれかを管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第18条（約款の変更）

1. 法令の変更、金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社はこの約款を変更する場合があります。
2. 保証会社がこの約款を変更する場合は、あらかじめ効力発生日を定め、約款を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で周知したうえで変更することができるものとします。

以上

(株)オリエントコーポレーション 保証委託約款

申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が表記金融機関（以下「金融機関」という）との表記金銭消費貸借契約（以下「金銭消費貸借契約」という）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証することを、株式会社オリエントコーポレーション（以下「保証会社」という）に委託します。

第1条（保証委託）

- 申込者は、金銭消費貸借契約に基づき申込者が金融機関に対して負担する債務の連帯保証を保証会社に委託します。
- 前項の保証会社の連帯保証は、保証会社が連帯保証の承諾の旨を金融機関に通知し、かつ、金銭消費貸借契約が成立した時にその効力が生じるものとします。
- 第1項の保証会社の連帯保証は、金融機関・保証会社間でそれぞれ別途締結される保証契約の約定に基づいて行われるものとします。

第2条（保証料の支払及び返還等）

- 申込者は、保証料一括前払いの場合、保証会社に対し、保証会社所定の保証料を、金融機関を通じて支払うものとします。この場合、申込者は、保証委託の期間が延長となったときは、保証会社に対し、追加の保証料を、保証会社所定の方法により支払うものとします。
- 申込者は、金銭消費貸借契約に従い遅滞なく返済を履行し、かつ、約定返済期間の中途で残債務全額繰上返済をしたときは、前項により支払った保証料のうち保証会社所定の計算方法による未経過保証料の返還を保証会社に請求できるものとします。この場合、申込者は、当該返還保証料から保証会社所定の振込手数料が差し引かれること、保証会社所定の時期及び方法により返還されることに同意します。
- 申込者は、前項に定める場合を除き、保証会社に支払った保証料の返還を請求できないものとします。

第3条（保証債務の履行）

- 申込者は、申込者が金融機関に対する債務の履行を遅滞したため、又は、金融機関に対する債務の期限の利益を喪失したために、保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときには、保証会社が申込者及び連帯保証人に対して何ら通知、催告することなく、金融機関に対し、保証債務の全部又は一部を履行することに同意します。
- 申込者は、保証会社が保証債務の履行によって取得した権利を行使する場合には、申込者が金融機関との間で締結した契約のほかに本保証委託契約（以下「本契約」という）の各条項を適用されても異議ありません。

第4条（求償権の事前行使）

- 保証会社は、申込者又は連帯保証人について次の各号の事由が一つでも生じたときには、求償権を事前に行使することができるものとします。
 - 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生、破産その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき、又は清算の手続きに入ったとき、債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。
 - 自ら振出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - 担保物件が滅失したとき。
 - 被保証債務の一部でも履行を延滞したとき。
 - 金融機関又は保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
 - 第10条第1項に規定する暴力団員等もしくは同項各号に該当したとき、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - 保証会社に対する住所変更の届出を怠る等申込者又は連帯保証人の責に帰すべき事由によって、保証会社において申込者又は連帯保証人の所在が不明となったとき。
 - 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- 申込者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第5条（求償権の範囲）

申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額及び保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し年 14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。

第6条（返済の充当順序）

申込者及び連帯保証人は、保証会社に対する弁済額が保証会社に対する求償債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。尚、申込者又は連帯保証人について、保証会社に対して本契約以外に債務があるときも同様とします。

第7条（担保の提供）

申込者は、申込者又は連帯保証人の資力並びに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく保証会社に通知するものとし、保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

第8条（住所の変更等）

- 申込者及び連帯保証人は、その氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更 が生じたとき、若しくは申込者及び連帯保証人に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書を添付の上、遅滞なく書面をもって保証会社に通知し、保証会社の指示に従います。
- 申込者及び連帯保証人は、前項の通知を怠り、保証会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となつても、保証会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことによることに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

第9条（調査及び通知）

- 申込者及び連帯保証人は、その財産、収入、経営、負債、業績等について保証会社から情報の提供を求められたときには、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力します。
- 申込者及び連帯保証人は、その財産、収入、信用等を保証会社又は保証会社の委託する者が調査しても何ら異議ありません。

第10条（反社会的勢力の排除）

- 申込者及び連帯保証人は、申込者（申込者が法人にあってはその代表者を含む）又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不當に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 申込者又は連帯保証人は、自ら（申込者が法人にあってはその代表者を含む）又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為。
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。
 - その他前各号に準ずる行為。

3. 申込者又は連帯保証人が、暴力団員等若しくは第1項各号に該当した場合、又は第2項各号の何れかに該当する行為をし、若しくは第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証会社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、保証会社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込者又は連帯保証人は、申込者又は連帯保証人に損害が生じたときでも、保証会社に対し何らの請求をしないものとします。

第11条（費用の負担）

申込者は、保証会社が被保証債権保全のために要した費用及び、第3条又は第4条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担します。

第12条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、本契約の各条項を承認の上、申込者が本契約によって負担する一切の債務について、申込者と連帯して債務履行の責を負います。
2. 金融機関又は保証会社に差入れた担保、保証人について、金融機関又は保証会社が変更、削除、返還等をしても、連帯保証人の責任に変動を生じないものとします。金融機関から保証会社に移転し、若しくは譲渡された担保についても同様とします。
3. 連帯保証人が金融機関に対して保証債務を履行し、又は担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人との間の求償及び代位の関係は次の通りとします。
 - (1) 連帯保証人は、保証会社が保証債務の履行をしたときは、保証会社に対して第5条の全金額を支払い、保証会社に対して金銭消費貸借契約上の保証に基づく負担部分を一切主張しません。
 - (2) 保証会社は、保証債務の履行をしたときは、連帯保証人が当該債務につき金融機関に提供した担保の全部について保証会社が金融機関に代位し、第5条の金額の範囲内で金融機関の有していた一切の権利を行使することができます。
 - (3) 連帯保証人は、金融機関に対する自己の保証債務を弁済したときは、保証会社に対して何らの求償をしません。
4. 保証会社が連帯保証人に対して行った履行の請求は、申込者に対してもその効力が生じるものとします。

第13条（管轄裁判所の合意）

申込者及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額等のいかんにかかわらず、申込者及び連帯保証人の住所地、金融機関及び保証会社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第14条（契約の変更）

保証会社は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で申込者に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

<お問合せ窓口>

株式会社オリエントコーポレーション

お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 Tel03-5275-0211

(株) ジャックス保証委託約款

申込人（契約者）（以下「私」といいます）は、融資金融機関（以下「金融機関」といいます）との金銭消費貸借契約について、次の各条項を契約内容とすることに同意のうえ、私が金融機関に対して負担する債務につき株式会社ジャックス（以下「保証会社」といいます）に保証を委託します。

第1条（借入約定）

私は保証会社の保証により金融機関と取引するにあたっては、保証委託契約（以下「本契約」といいます）のほか、私と金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約の各条項に従います。

第2条（委託の範囲）

私の保証会社に委託する保証の範囲は、私と金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約の借入金、利息（変動利率の特約がある場合には、同特約に定められた利息）、損害金の金額とします。

第3条（保証委託契約の成立）

本契約は、保証会社が私の保証委託に基づき保証することを認め、金融機関に保証承諾することを通知し、金融機関が融資を実行したときに成立するものとします。

第4条（調査）

私は保証会社が本契約の保証に関して、私の財産、収入、信用状況等を調査することに同意するとともに、保証会社が私に説明を求めた時は、直ちにこれに応じ調査に協力します。

第5条（保証債務の履行）

- 私は金融機関との金銭消費貸借契約に違反したため保証会社が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知・催告なくして履行されても異議はありません。ただし、私が保証会社に対して金融機関からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ通知していた場合には、この限りではないものとします。
- 私は保証会社が求償権を行使する場合には、本契約の各条項のほか、私と金融機関との間に締結した金銭消費貸借契約の各条項を適用されても異議はありません。

第6条（求償権）

私は保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- (1) 第2条に定める借入金、利息及び損害金のうち、保証会社が前条により出捐した金額。
- (2) 保証会社が弁済した翌日から年14.6%の割合による遅延損害金。

第7条（求償権の事前行使）

私が下記の各号の一つでも該当したときは、第5条による代位弁済前といえども、求償権を行使されても異議はありません。

ただし、残債務等に照らして十分な供託又は担保の提供をした場合には、この限りではないものとします。

- (1) 金融機関に対する借入金の返済を一回でも遅延したとき。
- (2) 被保証債務の期限の利益を失ったとき、又は期限が到来したとき。
- (3) 仮差押え・差押えもしくは競売の申請又は破産・再生手続開始の申立てがあったとき。
- (4) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押えを受けたとき。

- (5) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。
- (7) 第9条に該当することが判明したとき。
- (8) その他債権保全のため必要と認められたとき。

第8条（通知義務）

私が、その住所、氏名、勤務先等に変更が生じたとき、又はその他求償権の行使に影響のある事態が発生したときは、直ちに、書面をもって届出し保証会社の指示に従います。当該届出を怠ったため、保証会社から通知又は送付された書類などが延着、又は到着しなかった場合には通常到達すべき時に到達したものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、私が現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団。
 - ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
 - ③暴力団準構成員。
 - ④暴力団関係企業。
 - ⑤総会屋等。
 - ⑥社会運動等標ぼうゴロ。
 - ⑦特殊知能暴力集団等。
 - ⑧前各号の共生者。
 - ⑨テロリスト（疑いのある場合を含む。）等
 - ⑩その他前各号に準ずる者。
2. 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。

第10条（保証料）

保証料一括前払いの場合は、私は支払期日前に繰り上げて、元金の全部を弁済するときかつ第5条及び第7条のいずれにも該当しない場合に限り、78分法又はそれに準ずる保証会社所定の計算方法により返戻されるものとします。

第11条（担保）

私は保証会社から債権保全のために必要な限度において担保の提供又は変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ一切異議を申し立てしません。

第 12 条（充当の指定）

私が保証会社に対して、本契約の保証による求償債務のほかに他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適當と認める順序方法により充当されても差し支えありません。

第 13 条（営業時間外の振込みの取扱い）

私は、本契約に基づく債務の支払について、保証会社所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ありません。

第 14 条（公正証書の作成）

私は保証会社の請求があるときは、直ちに求償債務に関し、強制執行の認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続きを行うことに同意するとともに、その費用は私の負担といたします。

第 15 条（本契約の変更）

保証会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、保証会社のホームページにおける公表その他相当な方法で私に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。

- ①変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。
- ②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第 16 条（管轄裁判所）

私は本契約について訴訟の必要が生じたときは、訴額の如何に問わらず私の住所地及び保証会社の本社、各支店の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

以上

(2019年12月)